

## 組合相談コーナー 組合への加入と脱退について

**[Q]** 組合への加入・脱退の方法には、どのようなものがあるか教えてください。

**[A]** 組合への加入は、自由であり協同組合原則の一つです。

中小企業等協同組合法、(以下、中協法)第14条では、組合員は、任意に加入し、また、脱退出来ることが組合の要件であり、組合員たる資格を有するものが組合に加入しようとするときは、組合は正当な理由がなく、加入を拒んだり、困難な条件を提示してはいけないことが規定されています。(加入の自由)

### 加入の種類

- 1 原始加入 …… 一般的な加入の方法であり、組合へ加入の申込を行い、承諾された後に出資金の払い込みを行います。
- 2 持分承継加入 …… すでに組合員になっている者から、その持分の全部又は一部を承継することで組合に加入できます。
  - (1) 相続加入 …… 死亡した組合員の相続人で、組合員資格を持つ者が、一定期間内に組合に申し出ることで加入できます。
  - (2) 譲受加入 …… すでに組合員になっている者から、組合員資格を持つ者が、組合の承諾を得て、持分を譲り受けることで加入できます。

中協法第15条では、組合員に加入しようとする者は、定款の定めるところにより加入につき組合の承諾を得て、引受出資口数に応ずる金額の払込及び組合が加入金を徴収することを定めた場合には、その支払を了した時、組合員の持分の全部又は一部を承継した時に組合員となると規定されており、加入についての定款での規定は、「1 組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、本組合に加入することができる。 2 本組合は、加入の申込みがあったときは、理事会においてその諾否を決する。」としています。

### 自由脱退

組合員は、中協法第18条の規定により、脱退することができますが、この場合、予告を必要とし、かつ、脱退の効果は事業年度末でなければ発生しません。したがって、組合員は予告後も年度末に至るまでの間は依然として組合員たる地位を失うものではなく、それまでの間は、組合員としての一切の権利を有し、かつ義務を負うこととなります。

### 中小企業等協同組合等と協業組合における脱退要件の相違

		中小企業等協同組合等	協業組合
自由脱退		○	×
法定脱退	組合員たる資格の喪失 ※組合員資格事業の廃止 組合定款地区外への移転など	○	×
	除名	○	○
	公正取引委員会が確定した排除措置命令	○	×
	個人事業組合員	死亡	○
	法人組合員	解散(破産含む。)	○
持分を全部譲渡する場合		○	○

○……脱退可能      ×……脱退不可能

※ 協業組合制度には任意脱退制度を置いていないので、死亡、解散、除名等の法定脱退のほか、持分全部譲渡による脱退しかありません。持分全部譲渡が行われた場合、譲渡が行われた日に脱退となります(中小企業団体の組織に関する法律第5条の14(持分の譲渡し等))。譲渡するにあたり、他の組合員に譲渡する場合は理事会の承認、組合員以外(新規加入希望者)に譲渡する場合は、総会の特別議決を要します。

なお、中小企業等協同組合の場合、持分を全部譲渡すること自体、法定脱退事由には該当しませんが、その譲渡が行われた日に当然に脱退するものと考えられます。ただしこの場合、譲渡することに対しての理事会の承認が必要です。(中協法第17条(持分の譲渡))。